

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 14：十勝 市町村 18：陸別町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考]（注1）
		林班	小班	(ha)	
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	1、3、5～7、9、10、12、14、16～24、26、28～33、35～39、41～44、47、48、51、52、55～59、66～73、75、76、78、80、81、87～92、95～97、103、110	58.86	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		2	全域	9.21	
		3	全域	27.07	
		4	3～9、11、17、18、20～26、31、35、39、41～44、46～48、50～52	34.88	
		11	全域	7.67	
		12	全域	16.20	
		13	全域	14.30	
		14	全域	26.98	
		15	1、2	4.56	
		17	全域	13.25	
		22	全域	35.70	
		29	全域	10.68	
		30	全域	0.20	
		32	全域	0.24	
		33	全域	3.76	
		37	120～122	3.36	
		45	1	4.04	
		46	1、3～9、15、20～24	88.17	
		47	18、19、43～47、55	71.35	
		49	1、5、6、8、10～13、17～32、49	104.56	
		50	1、9、29	16.32	
		55	8～14、16、18～28、30～46	211.13	
		66	20～27	9.24	
		67	41～44	3.64	
		71	32～34	4.08	
		77	59、60、62、72、73、75、77	30.20	
		79	1、2、4～6、11～13、21～29	47.30	
		83	90～92	1.22	
		89	9、10	1.28	
		90	4、8、10、11、32、37、38、42、58～60、64、65、70、82、85、88、90、92～94、108～112、117、125	51.77	
		91	2、5、7、11、12、15～56、58～70、72～82、84、85、87、88、92～94、97、100～102、106、109、110、113、119、124～129、131～133、135、138～140、145～154、156～159	214.83	
		92	12、29～35、37、54、71、74～76、79、82、84、85、87、89、91、93、103、111、112、116、118～120、123～126、130～134、141、149～158、160～167、169、170、172、174、178～180、182～195、197	95.26	
		93	17、77、89、91、92、106、155～164、166	9.24	
		97	75、76	0.80	
		99	11～18	15.12	
		103	30～33	3.00	
		106	20～22	1.92	
		107	8、20、27、62、140～154、156、157	23.40	
		108	84、86、107～111、114、116	7.03	
		129	66、69、81、83～86、90、92、106、121、132、133、154～156、159	5.48	
		130	67、70～72	2.24	
		131	133、134	3.96	
		142	全域	19.96	
		144	17～21	64.48	
		145	2	3.96	
		147	1、8、10、20、31	71.04	
		148	4～23	101.11	
		149	全域	122.28	
		150	全域	58.18	
		合計		1,734.51	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		合計		0.00	

山地災害防止林、生活環境保全林、保 山地災害防止林、生活 環境保全林、保健・文 化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)		36	17、164、173～176	3.60	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
			43	1～6、8～26、29、31、32、34～44、46、49～51	134.75	
			44	1、2、5、12、15、17、19～23	32.59	
			45	2、3、5～7、12～19、22、24、25、27～34、36～41、43～45	130.15	
			59	全域	132.81	
			77	1～58、61、63～70、79～81、83～89	57.76	
			88	全域	50.36	
			89	1～8、11、13	82.76	
			90	1～3、5～7、9、12、13、17～27、29～31、33～36、39～41、43～45、52、62、63、107、113～116、118～124	93.99	
			91	8～10、13、14、86、90、99、107、108、117、118、120、122、123	42.02	
			92	14～16、24、40～42、142、145、171、173	11.95	
			107	11～13	10.50	
			108	58、115	8.44	
			109	1、4、18、31、33、35、41、42	4.61	
			129	2、3、5、7、13、14、16、18、19、21、22、24～32、34、71、75、77、79、103、119、125、126、128、129、157、158、162～165	50.84	
			130	1、6、9～16、23、24、28、33、34、36～39、45、56、59、65、73～76、78、79	27.75	
			合計		874.88	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	109	0.36	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			43	45、47、48	3.20	
			44	3、6、14、16	5.68	
			45	4、10、26、35、42、46	8.12	
			89	12	18.20	
			91	134	2.64	
			109	2、3、6、8、9、19、20、30、36、38、40	12.31	
			127	87	0.44	
			129	160、161	2.37	
			130	49～51、58、77	4.40	
			145	61～63、67	3.24	
			151	12、13	1.64	
			合計		62.60	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	106、107	0.52	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			4	53	1.72	
			35	6、9、17、18、20	7.92	
			36	155、156、158	1.60	
			44	4、7～11	41.74	
			77	76、78	3.32	
			109	5、7、10～16、21～24、34、39	9.39	
			127	1、56	1.52	
			134	35、56～60	1.60	
			141	3、4	0.56	
			145	64～66	1.16	
			146	67～69	1.32	
			151	1～10	57.95	
			合計		130.32	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
			合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし		
		合計			0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上